

公益財団法人足立区体育協会 顕彰細則

公益財団法人足立区体育協会（以下「体協」という。）顕彰規程（以下「規程」という。）第12条第2項に基づき、規程の施行に必要な事項を次のとおり定める。

（顕彰種別）

第1条 規程第2条第1号から第5号に定める顕彰の種別は、次の各号とする。

（1） 特別功労表彰

① 規程第2条第1号（体協の役員及び評議員）のうち、通算20年以上にわたりその職務に精通している者

（2） 功労表彰

① 規程第2条第1号（体協の役員及び評議員）のうち、通算10年以上にわたりその職務に精励している者

② 規程第2条第2号（加盟団体の役員）のうち、通算20年以上にわたりその職務に精励している者

③ 規程第2条第5号（体協の発展、運営功績）のうち、50万円以上の金品を体協に寄付した者

（3） 感謝状

① 規程第2条第1号（体協の役員及び評議員）のうち、4年以上在任し、円満退任した者

② 規程第2条第2号（加盟団体の役員）のうち、通算10年以上にわたりその職務に精励している者

③ 第2条第5号（体協の発展、運営功績）のうち、10万円以上の金品を体協に寄付した者

（4） 優良団体表彰

① 規程第2条第3号該当の加盟団体で、体協加盟10年以上の団体

② 規程第2条第4号該当の傘下団体で、当該団体への加盟20年以上の団体

2 規程第2条第6号に定める顕彰のうち、国際オリンピック委員会（IOC）及び各国際競技連盟（IF）、財団法人日本体育協会（JASA）（以下「日体協」という。）並びに国内の各全国組織競技団体が主催又は主管し、最高レベルの競技力を競うことを目的として、開催される大会にかかる顕彰の種別は、次の各号とする。

（1） 特別栄光賞

オリンピック或いは世界選手権大会等世界最高位のスポーツ競技大会として、あらかじめ体協に登録した国際大会に出場して優勝した者

（2） 栄光賞

前号の大会で第3位以内に入賞した者

（3） 特別荣誉賞

国民体育大会或いは全日本選手権大会等国内最高位のスポーツ競技大会としてあらかじめ体協

に登録した全国大会に出場して優勝した者

(4) 栄誉賞

前号の大会で第3位以内に入賞した者

(5) 特別優秀賞

都民体育大会等東京都規模以上で最高位のスポーツ競技大会としてあらかじめ体協に登録した大会に出場し、3年連続優勝した者

(6) 優秀賞

前号の大会で優勝した者

(7) 優良賞

第5号の大会で第3位以内に入賞した者

3 前項に定める大会以外で、行政機関及び日体協、財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）加盟団体の上部団体並びにその他民間の公共的機関のいずれかが主催又は主管し、スポーツの普及、振興、親善を目的として開催される大会にかかる顕彰の種別は、次の各号とする。

ただし、加盟団体が選考又は推薦若しくは承認したものに限る。

(1) 特別奨励賞

前項第1号及び同第3号以外の国際規模又は全国規模のスポーツ大会に出場し、優勝及び第3位以内に入賞した者

(2) 奨励賞

前項第5号以外の東京都規模以上のスポーツ大会に出場し、優勝及び第3位以内に入賞した者

4 区民については、16歳以上を対象とし特別栄光賞・栄光賞・特別栄誉賞を授与する。

なお、マスターズは対象としない。

5 同一大会において、全国レベル以上の大会は3位入賞以上の連続受賞を認める。それ以外の大会は、優勝を除き前年の賞を上回った場合のみ受賞の対象とする。ただし、顕彰委員会が認めた場合は、この限りではない。

(用語の解釈)

第2条 規程第2条第2号及び第6号の規定の用語の解釈は、次のとおりとする。

① 「役員」とは、各々の加盟団体の規約等で役員と定めているものをいう。

② 「最終成績が確定した時点で顕彰の対象」とは、出場した最上位の大会の成績を顕彰の対象とすることをいう。ただし、規程第4条ただし書きの期限以前に開催された最上位の大会で入賞できなかった場合は直近下位の大会の成績を当該年の顕彰対象とし、最上位大会が同期限の翌日以降に開催される場合は直近下位の大会と最上位大会を別個の大会として扱うものとする。

(特別推薦)

第3条 規程第2条第7号に定める顕彰については、執行役員会の審議を経て推薦するものとする。

(除 外)

第4条 過去に体育功勞として足立区、都体協、東京都教育委員会及び東京都並びに国の表彰を受けている場合は、規程第2条第1項第1号から第4号までの顕彰の対象から除くものとする。

ただし、細則第1条第3号①(退任体協役員、評議員)の場合は、この限りではない。

(記念品)

第5条 細則第1条第1項第3号①の感謝状受賞者には、次の各号の金品を贈呈する。

- ① 4年以上 5,000円相当
- ② 8年以上 7,000円相当
- ③ 10年以上 10,000円相当

2 顕彰受賞者に贈呈する規程第6条の記念品は次のとおりとする。

- ① 特別功勞賞・功勞賞・感謝状

賞状額、商品券、菓子

- ② 優良団体表彰・特別栄光賞・栄光賞・特別榮譽賞・榮譽賞・特別優秀賞
・優秀賞・優良賞

賞状額、菓子

- ③ 特別奨励賞・奨励賞

賞状筒、菓子

なお、子供の団体については、賞状筒と記念品相当額の文具とする。

(運 用)

第6条 細則の運用は、次のとおりとする。

- ① 細則第1条第1項第2号②(加盟団体役員功勞表彰)の候補者及び同条同項第3号②(加盟団体役員感謝状)の候補者の推薦数は、各団体より各々1名とする。ただし、加盟団体の会員数などを斟酌し、執行役員会で決定したときは推薦数を増やすことができる。
- ② 細則第1条第1項第4号②(傘下団体優良団体表彰)の候補の推薦数は、2団体以内とする。
- ③ 細則第1条第2項において、同一の者が、同一顕彰対象期間内に複数入賞した場合は、最高位の成績に対して顕彰するものとする。
- ④ 2人の競技者で構成されたものは、それぞれ個人として扱うものとする。
- ⑤ 年数の計算については、体協法人化及び公益財団化前の期間を通算する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、公益財団法人足立区体育協会の設立登記の平成23年4月1日から施行する。